

重 要 事 項 説 明 書
訪 問 歯 科 診 療 に つ い て

重 要 事 項 説 明 書

令和 7 年 7 月 1 日現在

1. 医院の概要・施設基準など

歯科医院名	いずみ中央歯科クリニック
所 在 地	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央 2 丁目 12-4
介護保険事業所番号	0 4 3 5 5 3 1 9 3 4
届出済み施設基準	・ 歯初診 第 1 3 4 6 号 ・ 歯訪診 第 8 8 9 号（歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準） ・ 歯援診 1 第 3 7 号 ・ 外安全 1 第 1 4 1 4 号 ・ 外感染 1 第 1 4 4 6 号 ・ 口管強 第 5 4 8 号 ・ 歯 CAD 第 1 8 8 2 号（CAD/CAM 冠） ・ 補管 第 2 1 0 4 号（クラウン・ブリッジ維持管理料） ・ 医管 第 4 5 7 号 ・ 在歯管 第 2 0 8 号 ・ 歯外在べ I 第 2 1 0 号 ・ 口菌検 第 1 8 号 ・ 医療 DX 第 6 9 4 号 ・ 在宅 DX 第 4 9 号
管 理 者	齋藤 ふく子
連 絡 先	電話番号／FAX 0 2 2 - 3 7 3 - 8 8 4 5（平日 9:00～18:00 まで）

2. 医院の職員体制（往診）

診療所管理者	1 名（歯科医師兼務）
歯科医師	8 名 / 常勤 1 名 非常勤 7 名
歯科衛生士（ST 含む）	1 9 名 / 常勤 3 名 非常勤 1 6 名
歯科助手・受付・他	3 名 / 常勤 3 名 非常勤 0 名

（運営基準を満たした上で、職員数が増減することがあります。）

※ST…言語聴覚士

3. 協力歯科医療登録施設

特別養護老人ホーム せんだい郷六の杜	特別養護老人ホーム 八沢の杜
介護老人保健施設 葵の園・仙台	介護老人保健施設 葵の園・仙台東
介護付有料老人ホーム グランダ上杉雨宮	住宅型有料老人ホーム グランダ上杉雨宮式番館
住宅型有料老人ホーム グランダ愛宕橋	介護付有料老人ホーム まどか長町
住宅型有料老人ホーム ライブラリ六丁の目	シニア向けマンション メデカマンション桂
住宅型有料老人ホーム セレニティホスピス上杉	介護付有料老人ホーム グリーンライフ仙台

住宅型有料老人ホーム サニーライフ仙台南	
住宅型有料老人ホーム SOMPO ケアラヴィーレレジデンス愛宕	住宅型有料老人ホーム SOMPO ケアラヴィーレレジデンス泉中央
介護付有料老人ホーム SOMPO ケアラヴィーレ仙台東	

4. サービス提供日と時間

診療時間	午前 9 : 0 0 ~ 午後 6 : 0 0	休診日	(土)・(日)
------	-------------------------	-----	---------

・利用者の身体状況や介護状況に応じて適宜対応いたしております。

※地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態等の時、台風や荒天候時等、または訪問担当者の緊急やむを得ない事情で、訪問できない場合もあります。

※訪問日が祝日に当たる場合は歯科医師等の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させて頂く場合があります。

5. 訪問歯科診療について

病院への入院や、外来での受診ではなく、お住まいの場所に、歯科医師、歯科衛生士が訪問しておこなう歯科診療を「訪問歯科診療」と言います。当院では、訪問歯科診療に適用される医療保険、介護保険制度に則って、訪問歯科診療を提供しています。訪問歯科診療の対象者は、在宅・施設などでの療養中の方で、疾病などのために通院が困難な方となります。

6. サービス利用料及び利用者負担金

- (1) 介護保険の利用者から頂く利用者負担金はおおよ次のとおりです。 ※令和 6 年 6 月 1 日時点
(1 ヶ月ごとの計算では、1 円未満の端数で一致しない場合があります)

介護保険の利用者負担金は次項の金額です。

		基本単位	利用料	利用者負担		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
歯科医師 (月 2 回まで)	I	517	5,170 円	516 円	1,032 円	1,551 円
	II	487	4,870 円	487 円	974 円	1,461 円
	III	441	4,410 円	441 円	882 円	1,323 円
歯科衛生士 (月 4 回まで)	I	362	3,620 円	362 円	724 円	1,086 円
	II	326	3,260 円	326 円	652 円	978 円
	III	295	2,950 円	295 円	590 円	885 円

※人数により基本単位が変更になります。

- (2) 医療保険の利用者から頂く利用者負担金はおおよ次のとおりです。

医療保険の利用者負担金 (1 割) は次項の金額です。

	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
歯科医師	60 円～1100 円	—	—	—
歯科衛生士 (月 4 回まで)	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円

※人数により利用者負担金が変更になる場合があります。

- (3) その他、歯科医師がおこなう「治療」に関して (医療保険適用)

必要に応じて、歯科医師よりご家族様へ治療に関するご連絡やご相談をさせて頂く場合があります。
初診料、再診料、訪問診療料を基本に、治療、検査内容によって変わります。

- (4) サービス提供地域外（保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合）の場合、これらのサービスを提供することはできません。なお、当該保険医療からの訪問歯科診療を必要とする絶対的な理由がある場合はこの限りではありません。
- (5) 利用者負担金は、月末締め翌月に自動振替とさせていただきます。

7. サービスの中止（キャンセル）

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに当院へご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ早くご連絡ください。
- (3) ご逝去などでキャンセルとなる場合には連絡は不要となります。

8. 事故時の対応について

- (1) 当院は、サービス提供に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な処置を迅速に行います。
- (2) 当院は、前項の状況及びそれに伴う処置について記録します。
- (3) 当院は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選任しています。

虐待防止に関する担当者	院長・齋藤 ふく子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 相談窓口について

サービスなどに関する相談は、当院までご連絡ください。

12. 個人情報保護方針

当院では、個人情報の保護について以下のように定めています。

(1) 個人情報の利用目的について

当院では、患者様の個人情報を以下の目的で利用させていただくことがございます。

これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様から同意をいただくことにしております。

また、別記の個人情報の利用に同意なされない事項があればお申し出ください。

(2) 個人情報の利用目的

○患者様への医療提供

1. 当院での医療サービスの提供
2. 入居施設、居宅介護支援事業者、介護支援専門員（ケアマネージャー）、他の病院、クリニック、薬局、介護サービス事業者、訪問看護ステーション等との連携
3. 他の医療機関からの照会への回答
4. 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
5. 検体検査業務の委託その他の業務委託
6. ご家族等への病状の説明
7. その他、患者様への医療提供に関する利用

○診療費請求のための事務

1. 医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
2. 審査支払機関へのレセプトの提出
3. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
4. その他、医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する診療費請求のための利用

○当院の管理運営業務

1. 会計・経理
2. 医療事故等の報告
3. 当該患者様の医療サービスの向上
4. その他、当院の管理運営業務に関する利用

○企業等から委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知

○医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

○医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

○当院内において行われる医療実習への協力

○医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

○外部監査機関への情報提供

○保険会社からの入院証明、診断書等への書類

(3) 法律に基づく事項

1. 上記のうち、他の医療機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を申し出てください。

2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

以上、本記載内容について、ご質問などございましたら、当院までご連絡下さい。

訪問歯科診療について

令和4年7月1日現在

<訪問歯科診療の概要>

(1) 訪問歯科診療に係わる医療保険・介護保険制度

病院へ入院や、外来での受診ではなく、お住まいの場所に、歯科医師、歯科衛生士が訪問しておこなう歯科診療を「訪問歯科診療」と言います。当院では、訪問歯科診療に適用される医療保険、介護保険制度に則って、訪問歯科診療を提供しています。

訪問歯科診療の対象者は、在宅・施設などで療養中の方で、疾病等のために通院が困難な方が対象となります。

【医療保険】： 当院（在宅療養支援歯科診療所）による在宅医療

当院は、訪問歯科診療について、一定の要件、体制を整えている「在宅療養支援歯科診療所」の届出をしています。

歯科医師がおこなう「治療」に関しては、「医療保険」を適用します。

「治療」に関して、算定される診療報酬科目は、初診料、再診料、訪問診療料を基本に、その方の疾病、治療、検査内容によって変わります。

【介護保険】： 歯科医師、歯科衛生士による「介護保険／居宅療養管理指導サービス」

※対象は要介護・要支援認定を受けている方となります。

●歯科医師の居宅療養管理指導サービス

歯科医学的管理に基づき、歯科医師が施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に対して、ケアプランの作成などに必要な情報を提供し、また、患者様、ご家族様、施設スタッフ等に対し、介護に必要な指導、助言をするサービスとなります。

●歯科衛生士の居宅療養管理指導サービス

歯科医師の指示に基づいて、歯科衛生士等が、患者様ごとに、口腔衛生や嚥下機能に関する計画を作成し、計画に従った実地指導（専門的口腔ケア）をおこなうサービスとなります。また、実地指導に関する情報提供、指導・助言を、患者様・ご家族様・施設スタッフ等に対しておこないます。

・「居宅療養管理指導サービス」については、患者様が施設でより良い介護サービスを受ける為に必要なものとして、患者様、ご家族様の同意を頂いた上で提供しております。

・同意をいただいた場合には、ホームへの情報提供、指導内容を文書にした「居宅療養管理指導書」をホームの介護支援専門員(ケアマネージャー)宛に毎月発行させていただきます。

(2) 訪問歯科診療に係わる利用者負担金

申込書に同封しております「訪問歯科料金表」をご確認ください。

(3) 訪問歯科診療を受けるまでのステップ

当院では、患者様、ご家族様に、訪問歯科診療の内容、費用をご理解、ご納得いただいたうえで、お申込みいただくべく、以下のステップにて、ご案内をしております。

1. 歯科検診のご案内

施設にご入居される患者様に関しましては、ご依頼に応じて無料歯科検診を実施しています。ご希望の方は、歯科検診申込書またはお電話にて、直接当院まで、お申込みいただきます。

2. 検診結果と治療・口腔ケアのご提案

歯科検診の結果と、必要に応じて、治療・口腔ケアのご提案を、患者様、ご家族様にお届けします。内容につきましては、ご入居施設にも共有させていただきます。

治療・専門的口腔ケアの「申込書」を同封しておりますので、ご希望の方は、申込書を記入、直接当院まで、返信封筒を同封しておりますのでご返送お願いします。

3. お申込に基づいての、治療・口腔ケアの開始

「申込書」をいただきましたら、担当歯科医師、歯科衛生士にて、訪問歯科診療サービスを開始させていただきます。

4. 施設、患者様・ご家族様への定期的な報告

訪問歯科診療を提供しましたら、都度、施設にて報告書を作成、施設スタッフとの申し送りを実施します。患者様、ご家族様には、指定の送付先に、報告書を送付させていただきます。

※書類の送付先や引き落とし口座の変更などについてご変更がある場合は当院までご連絡をお願いします。

※施設より退所された場合は、訪問歯科診療終了となります。

※当院が訪問している施設内で転居などされた場合は継続して訪問歯科診療が可能です。

《訪問歯科ご利用について》

〒983-0036

宮城県仙台市宮城野区苦竹 1-9-1-1F

電話番号：022-236-8778

いずみ中央歯科クリニック 訪問歯科事務局